

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第1 大規模デジタルプラットフォーム提供者の義務に関する事項

1 大規模デジタルプラットフォーム提供者の指定

- (1) 総務大臣及び経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業（当該場に係る役務の提供により広告が表示されるものとして政令で定める事業に限る。以下(1)において同じ。）の区分ごとに、その事業の規模が当該場に係る役務の提供に係る売上額その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、インターネットにおいて流通している広告に含まれる青少年有害情報について青少年がその閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることが特に必要な者として、指定するものとする。
- (2) 総務大臣及び経済産業大臣は、大規模デジタルプラットフォーム提供者（(1)の指定を受けたデジタルプラットフォーム提供者をいう。以下同じ。）について(1)の指定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- (3) 総務大臣及び経済産業大臣は、(1)の指定及び(2)の指定の解除に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の内容及び規模に関し必要な報告を求めることができる。
- (4) 総務大臣及び経済産業大臣は、(1)の指定をしたとき又は(2)の指定の解除をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（第二十三条の二関係）

2 大規模デジタルプラットフォーム提供者による届出

- (1) 大規模デジタルプラットフォーム提供者は、1 (1)の指定を受けた日から三月以内に、氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）等を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
- (2) 大規模デジタルプラットフォーム提供者は、(1)の届出事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

（第二十三条の三関係）

3 大規模デジタルプラットフォーム提供者による青少年閲覧防止措置の実施の要領の公表

大規模デジタルプラットフォーム提供者は、当該大規模デジタルプラットフォーム提供者の1 (1)の指定に係るデジタルプラットフォームにより提供される場に係る役

務の提供により表示される広告（以下「特定広告」という。）に青少年有害情報が含まれている場合に講ずべき青少年閲覧防止措置の実施の要領を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。（第二十三条の四関係）

4 青少年有害情報についての大規模デジタルプラットフォーム提供者による国民からの連絡の受付体制の整備

大規模デジタルプラットフォーム提供者は、特定広告に含まれている青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備しなければならない。

（第二十三条の五関係）

5 大規模デジタルプラットフォーム提供者による青少年閲覧防止措置の実施の状況等の公表

大規模デジタルプラットフォーム提供者は、毎年一回、3の青少年閲覧防止措置の実施の状況及び4の連絡の受付の状況を公表しなければならない。

（第二十三条の六関係）

6 青少年有害情報に準ずる情報についての大規模デジタルプラットフォーム提供者の努力義務

大規模デジタルプラットフォーム提供者は、青少年有害情報に準ずる程度に青少年の健全な成長を著しく阻害するおそれ大きいと認められる情報が特定広告に含まれている場合について、3～5の措置と同様の措置を講ずるよう努めなければならない。

（第二十三条の七関係）

7 罰則の整備

1 (3) の報告義務違反及び2 (1) (2) の届出義務違反に対する所要の罰則規定を設ける。（第三十二条～第三十四条関係）

第2 インターネットの適切な利用に関する教育の推進に当たっての配慮

国及び地方公共団体は、インターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるに当たっては、インターネットにおける青少年有害情報の流通の状況、青少年によるインターネットの利用の実態等を踏まえ、青少年が、その発達段階に応じ、インターネットの利用が不適切に行われた場合に生ずる危険性及びその危険から自己を守るための方法についての理解を深めることができるよう、配慮するものとする。（第九条第二項関係）

第3 民間団体の支援に関する事項

国及び地方公共団体が支援に努めるものとされる民間団体として、次の民間団体を追加する。

① 第1の3の青少年閲覧防止措置の実施の状況について第三者としての立場で評価

を行う民間団体

- ② 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について、インターネットにおける青少年有害情報の流通の状況、青少年によるインターネットの利用の実態等を踏まえ、調査研究及び検証を行い、並びにそれらの成果の活用の促進に関する活動を行う民間団体

(第三十条関係)

第4 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第2及び第4の2は、公布の日から施行する。

(附則第一項関係)

2 検討

政府は、スマートフォンの普及等により、青少年が、インターネットを利用して、青少年有害情報が含まれている広告をはじめ、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報の閲覧をする機会が増大している状況に鑑み、その機会をできるだけ少なくすることに資する技術の研究開発の促進その他当該状況への適切な対応に必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

3 その他所要の規定の整備を行う。